これからのまちづくり

九州地方整備局 建政部 都市整備課 中村

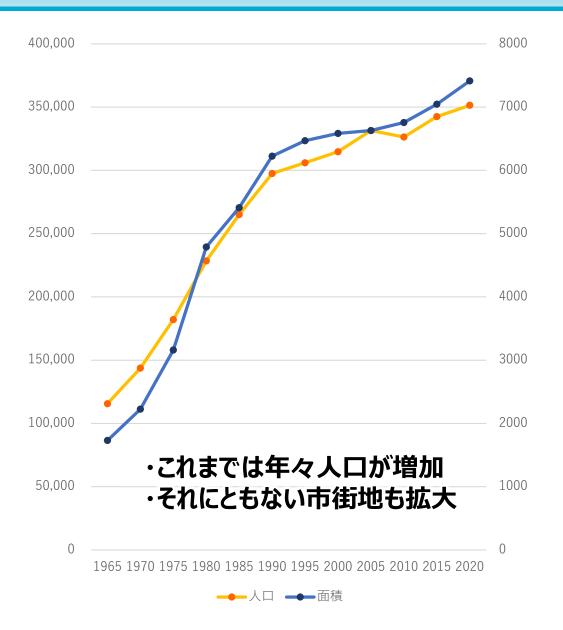
令和7年2月26日

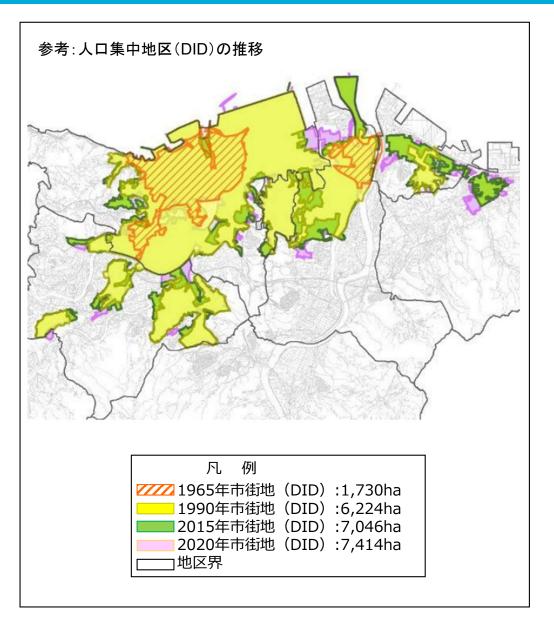


- 1. これまでのまちづくり (人口増加、都市の拡大)
- 2. 現状の課題(人口減少、都市のスポンジ化)
- 3. 公共交通の動向
- 4. これからのまちづくり(コンパクトシティ)
- 5. 観光まちづくり
- 6. 様々なモビリティ
- 7. インバウンド動向
- 8. これからのまちづくり (まとめ)

これまでのまちづくり(人口増加、都市の拡大)







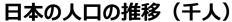
DIDの人口と面積の推移(大分県)

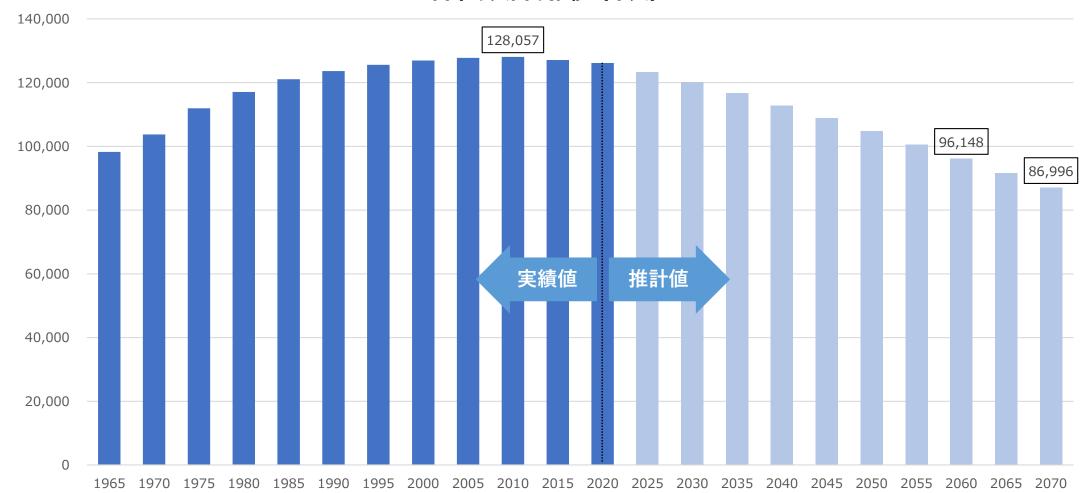
人口増加ともに郊外の宅地化が進み、広く薄く市街地が拡大

現状の課題(人口減少)



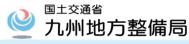
- ・2010年頃をピークに、年々人口が減少
- ・2060年頃には、1億人を割り込むと推計





出典:国勢調査、総務省統計局より

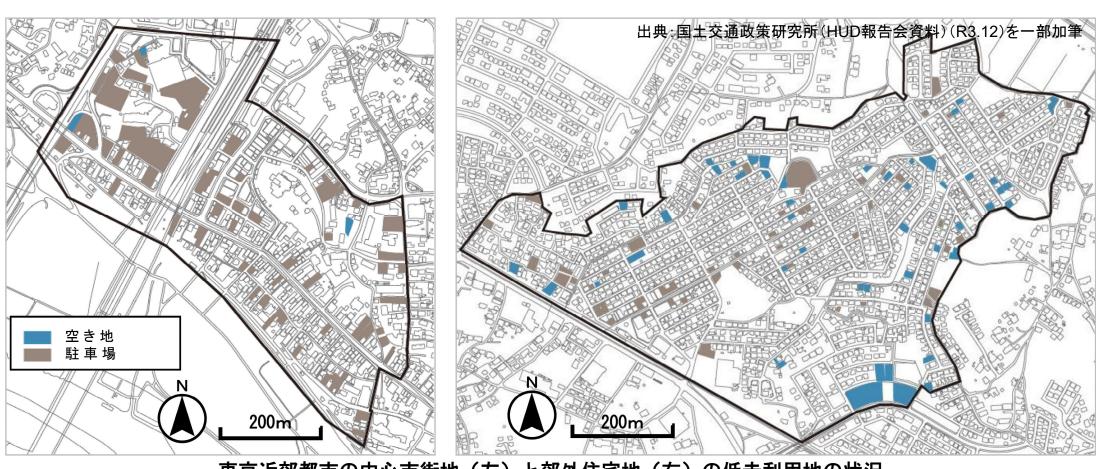
現状の課題(都市のスポンジ化)



都市のスポンジ化とは、

都市内部において空き地や空き家などが小さな敷地単位で、

時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。



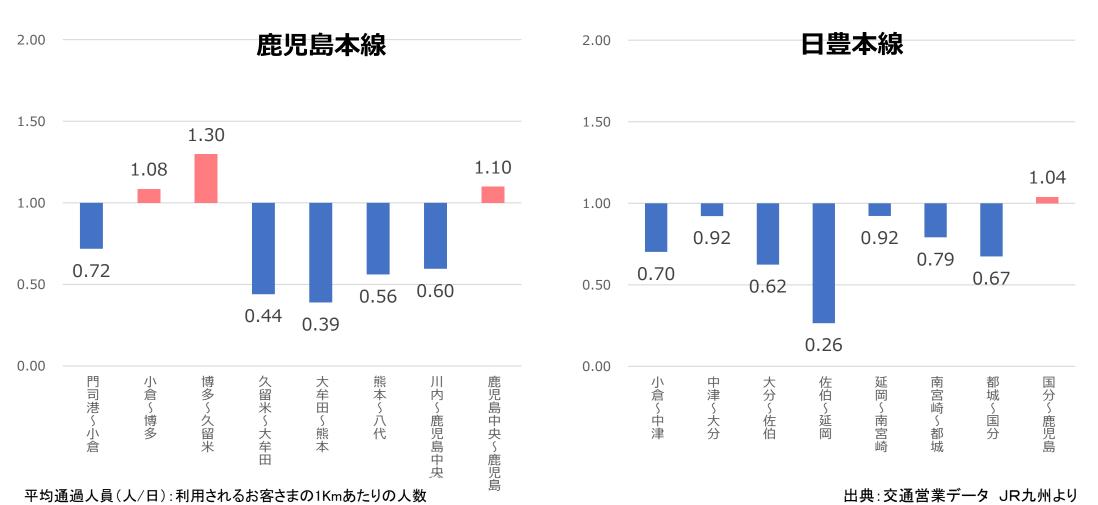
東京近郊都市の中心市街地(左)と郊外住宅地(右)の低未利用地の状況

生活利便性の低下、治安・景観の悪化等により、



- ・1987年と2023年を比較すると都市部のみ増加
- ・地方部はほぼ減少し、半分以下のところも存在

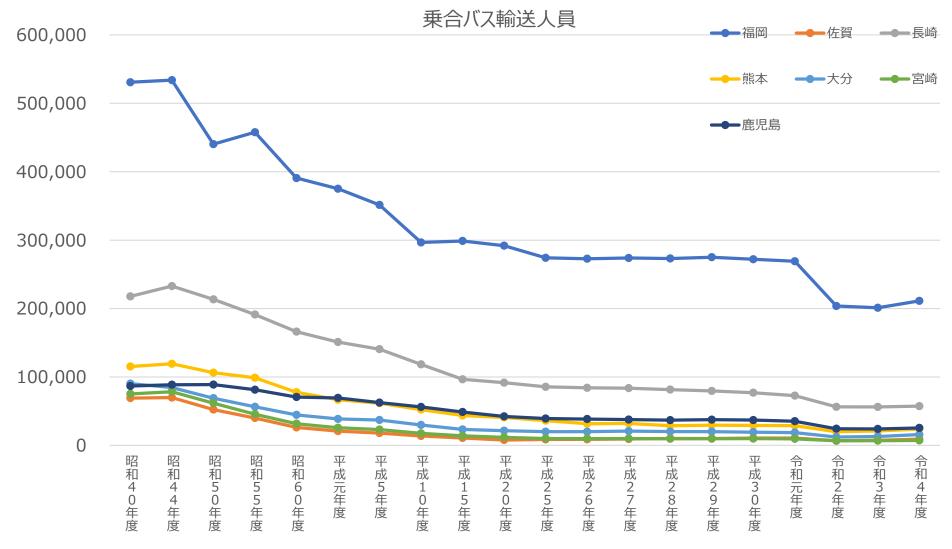
1987年度と2023年度 平均通過人員(人/日)の比較 = 2023年 平均通過人員(人/日) 1987年 平均通過人員(人/日)



公共交通の動向

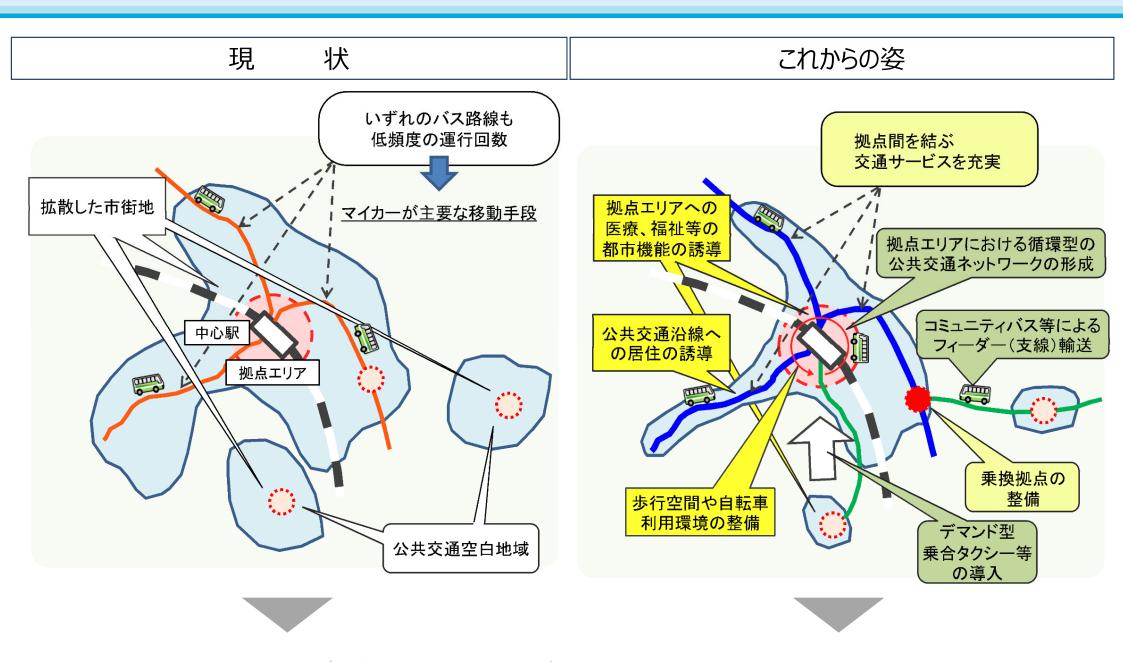


- ・乗合バスの輸送人員は、年々減少
- ・昭和40年度と比較すると半分以下



これからのまちづくり(コンパクトシティ)





人口減少により、様々なサービス施設や公共交通が 維持できず日常生活に支障を来す懸念

利便性の高い公共交通で結ばれた コンパクトなまちへ



嬉野市塩田津 (佐賀県)

伝統的建造物群保存事業との連携により、地域の町並み景観の保存と活用を図ることで来訪者等へのホスピタリティを確保





日田市豆田町(大分県)

昭和50年代から商店街が衰退し、古い家屋が壊され、建物の不統一や分断が発生。 古い町並みを活かしたまちづくり運動の機運が高まり、地区の町並みを保全・復元し、歴史的 景観と文化的遺産を活かしたまちづくりが行われ、観光スポットとして注目。



例えば・・・

福岡県人気観光スポット

- ・キャナルシティ博多
- ·太宰府天満宮
- ・マリンワールド海の中道 など

熊本県 人気観光スポット

- ·熊本城
- ·水前寺公園
- ・サクラマチクマモト など

引用:公益社団法人 福岡県観光連盟HPより

引用:熊本県・(公社)熊本県観光連盟HPより

人気観光スポットは、公共交通機関で行ける場所にある



- ・様々なモビリティがある
- ・地域に応じたタイプを選定(小さいものから大きいもの)



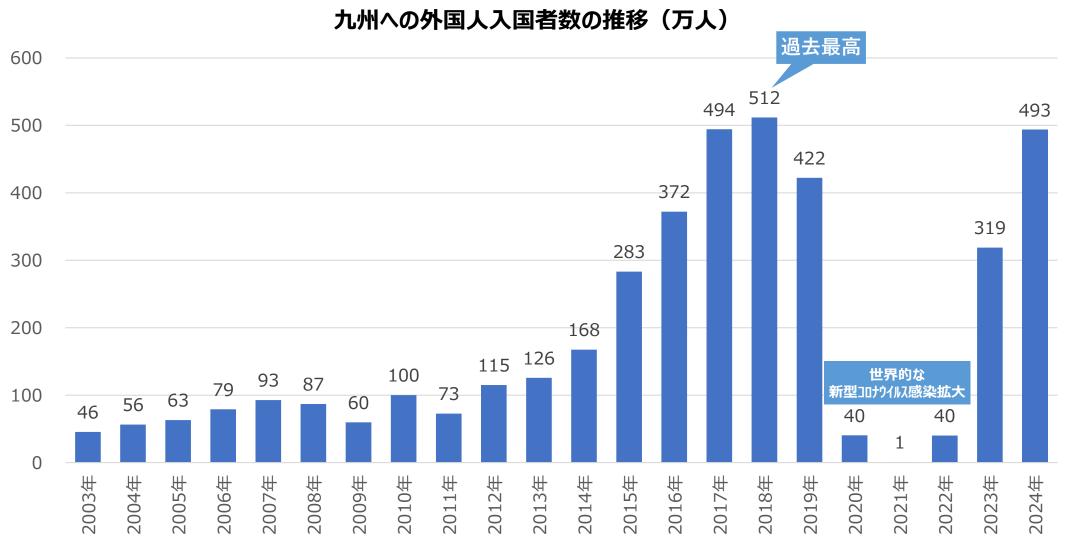








- ・九州への外国人入国者数は、年々増加傾向
- ・コロナ禍で一時減少したが、2024年は過去最高値近くまで回復



出典:九州の統計情報 九州運輸局より





公共交通の 利用拡大

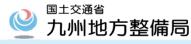


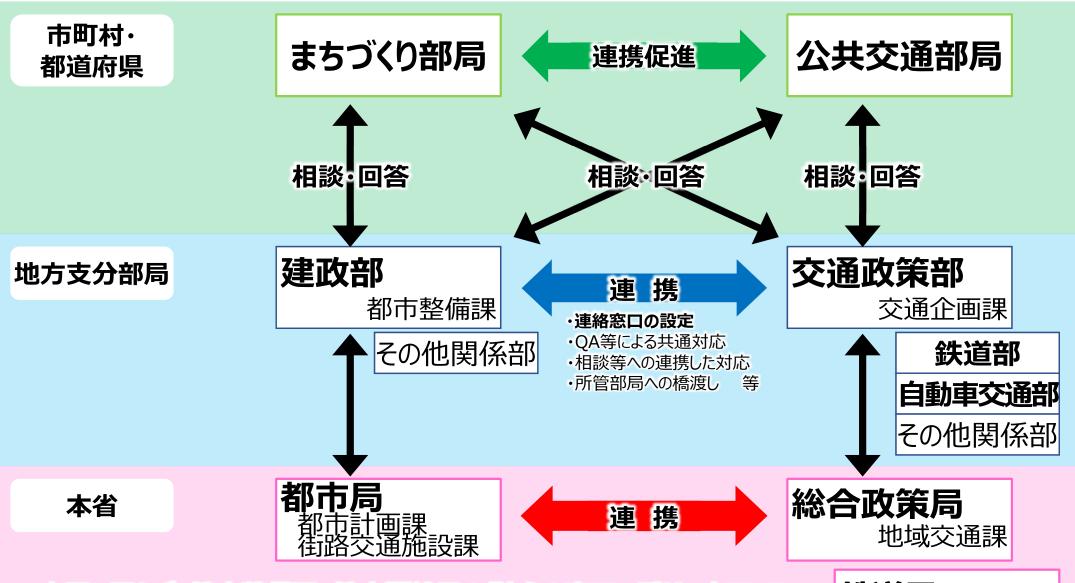


コンパクトシティ (利便性の高い公共交通で結ばれた コンパクトなまち)

インバウンド (公共交通・二次交通、観光)

まちづくりと公共交通の連携について





※上記に限らず、地方整備局、地方運輸局のどちらの窓口で受けてもワンストップで対応が可能なよう、日頃から密に情報共有を図ってまいりますので、まずは、地方整備局建政部、地方運輸局交通政策部・鉄道部・自動車交通部など、普段お付き合いのある部署にご相談ください!

鉄道局鉄道事業課

自動車局旅客課

都市·地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通など からなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

- 補助対象者※1:地方公共団体、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
 - ※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等(独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む)も事業実施可能
 - ※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補 助 率:1/3、1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、 地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業)

